

観光庁
令和元年度

訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金
(地方での消費拡大に向けたインバウンド対応支援事業)

観光スポットの段差の解消

【応募要領】

令和元年6月
(観光庁外客受入担当参事官室)

〔 目 次 〕

1. 事業の目的
2. 補助対象事業者
3. 補助対象要件
4. 補助対象経費
5. 補助率・地方財政措置
6. 段差の解消における運用開始等期限
7. 事業のスキーム
8. 応募件数
9. 応募手続きの概要
10. 審査結果の通知
11. 交付決定
12. 補助金の交付
13. 交付決定後の注意事項
14. 事業評価
15. 反社会的勢力との関係が判明した場合
16. その他

1. 事業の目的

訪日外国人旅行者4,000万人、6,000万人の実現に向けて、滞在時の快適性及び観光地の魅力向上並びに観光地までの移動円滑化等を図るため、以下「4. 補助対象経費」に掲げる事業を対象として補助金の交付を行うことにより、訪日外国人旅行者の受入環境整備を行うための緊急対策を促進することを目的とします。

本事業は、訪日外国人旅行者数4,000万人、6,000万人時代の達成に向け、旅行者に訪日リピーターとなっただけのように日本で快適に過ごしていただくための環境整備の一環として、観光地の段差解消に要する経費の一部を補助するものです。

※本補助金の交付は、予算の範囲内で行うものとします。また、その対象となる事業の実施に当たっては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律等の規定が適用される他、訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金交付要綱、同交付要領に従って行うものです。

2. 補助対象事業者

本補助金の補助対象事業者は、以下の(1)から(4)の事業者とします。

(1) 地方公共団体

地方公共団体には、港務局を含みます。

(2) 民間事業者

補助対象事業者となる民間事業者は、法人格を有する必要があります。

民間事業者には、公共交通事業者^{※1}を含みます。ただし、以下の公共交通事業者は除きます。

- ・東日本旅客鉄道株式会社
- ・東海旅客鉄道株式会社
- ・西日本旅客鉄道株式会社
- ・特定本邦航空運送事業者

また、以下の公共交通事業者については、地方部^{※2}における事業に限ります。

- ・大手民鉄及び大手民鉄に準ずる大都市周辺の民鉄事業者
(訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業交付要領の別添を参照のこと)

(3) 航空旅客ターミナル施設を設置し、又は管理する者

成田国際空港、東京国際空港、中部国際空港、関西国際空港及び大阪国際空港の旅客ターミナル施設を除きます。

(4) 空港・港湾管理に関連する協議会等^{*3}

※1 「公共交通事業者」とは

次に掲げる者をいいます。

イ 鉄道事業法（昭和61年法律第92号）による鉄道事業者（旅客の運送を行うもの及び旅客の運送を行う鉄道事業者に鉄道施設を譲渡し、又は使用させるものに限る。）

ロ 軌道法（大正10年法律第76号）による軌道経営者（旅客の運送を行うものに限る。）

ハ 道路運送法（昭和26年法律第183号）による一般乗合旅客自動車運送事業者及び一般乗用旅客自動車運送事業者

ニ 海上運送法（昭和24年法律第187号）第2条第5項に規定する一般旅客定期航路事業（本邦の港と本邦以外の地域の港との間又は本邦以外の地域の各港間に航路を定めて行うものを除く。以下「国内一般旅客定期航路事業」という。）、同法第20条第2項に規定する人の運送をする不定期航路事業（乗合旅客の運送をするものに限り、本邦の港と本邦以外の地域の港との間又は本邦以外の地域の各港間におけるものを除く。）及び同法第21条第1項に規定する旅客不定期航路事業を営む者

ホ 航空法（昭和27年法律第231号）による本邦航空運送事業者

※2 「地方部」とは東京駅及び大阪駅から半径50キロメートル、名古屋駅から半径40キロメートルの範囲を除く地域をいいます。

※3 「空港・港湾管理に関連する協議会等」とは

空港法第14条第1項に規定する協議会に加えて、次に掲げる者によって構成される協議会又は港湾管理者が港湾施設の管理等を適正かつ確実に行うことができると認めた団体をいいます。

- ・関係する地方公共団体（港務局を含みます。）
- ・地方整備局（北海道開発局及び沖縄総合事務局を含みます。）
- ・その他訪日外国人旅行者を含む利用者の移動を円滑に行うための二次交通の実情、その利用促進の取組に精通する者等協議会が認める者。

3. 補助対象要件

高齢者、障害者等（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第2条第1号に規定する高齢者、障害者等をいう。以下同じ。）である訪日外国人旅行者が我が国を安心して旅行できる環境を整備するため、訪日外国人旅行者の来訪が特に多い、又はその見込みのあるものとして観光庁が指定する市区町村に係る観光地における代表的な観光スポット（同法又は地方自治体の条例等により整備が義務付けられている施設を除く。）における段差の解消を支援するものである。

(1) 観光スポットについて

本事業における観光スポットについては、以下のⅠ) 及びⅡ) のいずれも満たすものであること。ただし、商業施設、劇場、レジャー施設、遊技場、及びその他これらに類する施設を除く。また、国民公園、国営公園、都市公園等の国による管理又は国による支援制度の対象となり得る施設を除く。

Ⅰ) 訪日外国人旅行者の来訪が特に多い、又はその見込みのあるものとして観光庁が指定する市区町村^{*}に係る観光地における代表的な観光スポットであること。

Ⅱ) 地形その他の自然的条件及び訪日外国人旅行者の評価、入込客数その他の社会的条件並びに周辺に所在する旅客施設その他の施設の利用の状況及び移動等円滑化の状況を勘案して、当該観光スポットにおいて段差の解消を優先的に実施する必要性が特に高いと認められるものであること。

※「訪日外国人旅行者の来訪が特に多い、又はその見込みのあるものとして観光庁が指定する市区町村」については、「令和元年度訪日外国人旅行者受入環境整備事業費補助金交付要領別添2」に記載しております。

別添参照：http://www.mlit.go.jp/kankocho/page08_000077.html

(2) 段差の解消について

段差の解消を実施する箇所については、以下のⅠ) からⅢ) のいずれも満たすものであること。

Ⅰ) (1) の観光スポットに来訪する訪日外国人旅行者の大多数が通常利用する経路（以下「特定経路」という。）において行われるものであること。

Ⅱ) 特定経路において、当該観光スポットの職員による介助、誘導その他の支援のみによっては、高齢者、障害者等である訪日外国人旅行者の周遊上の利便性や安全性が十分に確保されないと認められるものであること。

Ⅲ) エレベーターやスロープ等は、高齢者、障害者等である訪日外国人旅行者が円滑に利用できるものであること。

(3) 情報発信について

訪日外国人旅行者に対して分かりやすく所在を示すものとし、以下のⅠ) 及びⅡ) のいずれも満たすものであること。なお、本補助事業の申請時に満たしていない場合は、補助事業完了までに全ての要件を満たすこととする。

Ⅰ) エレベーターやスロープ等の所在をこれらの周囲や外壁等に多言語又はピクトサインにより表示していること。

Ⅱ) エレベーターやスロープ等の所在を地域で作成している多言語の散策マップやWEB等で発信しているか、又はその計画があること。

4. 補助対象経費

本補助事業の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」といいます。）は、以下のAからCの条件すべてを満たす、以下の（1）から（3）の経費とします。

- A. 使用目的が本事業の遂行に必要なものと明確に特定できる経費
- B. 補助金交付決定後に、契約・発注により発生した経費
- C. 証拠書類・見積書等によって契約・支払金額が確認できる経費

（1）工事費

機器の購入及び工事（解体工事を含む。）に要する経費

（2）附帯工事費

エレベーターやスロープ等の設置等に伴う通路、階段等の新設、移設及び改築等に直接要した費用（本工事を実施するための仮設工事に直接要した費用を含む。）

（3）事務費

工事及び附帯工事に要する設計費及び工事監理費

（4）補助対象外経費

以下の整備等は補助対象としません。

- ・土地の取得に要する費用
- ・外壁や内装の装飾等の段差の解消に直接関連しない経費
- ・故障・老朽化等に対応するための機能の明確な向上を伴わない修理修繕、代替更新に要する経費
- ・ランニングコストやレンタル・リース契約に関する経費

※補助対象としない工事について、自己資金で行うことを妨げるものではありません。

（5）上限額について

観光スポットあたりの補助対象経費合計額の上限について9,000万円（補助金額合計の上限額3,000万円）を目安とします。

（6）他の予算制度との整理

国による固有の補助金等の給付を既に受けている、受けることが確定している、又は交付対象となる可能性がある場合には、原則として補助金の対象となりません。後日その事実

が明らかになった場合には、採択後であっても、補助金の交付を取り消す場合があります。

（例．環境省：自然公園等整備事業、文化庁：文化財総合活用戦略プラン
国土交通省：社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業）
内閣府：地方創生推進交付金 等

ただし、交付の可能性のあったものの、交付を受けないものとなったものについては本補助金の対象となる可能性があります。

5. 補助率・地方財政措置

補助対象経費の3分の1以内となります。

なお、地方公共団体が事業主体となる場合には、地方財政措置が適用されます。

（一般的には、都道府県は起債充当率90％－償還金交付税措置20％、
市町村、政令指定都市、特別区は起債充当率75％－償還金交付税措置0％。
個々の事業に係る起債の範囲については、総務省等との協議によります。
起債に当たっては、各地方公共団体の財政担当部署ともご相談ください。）

（参考）【総務省】地方債計画等

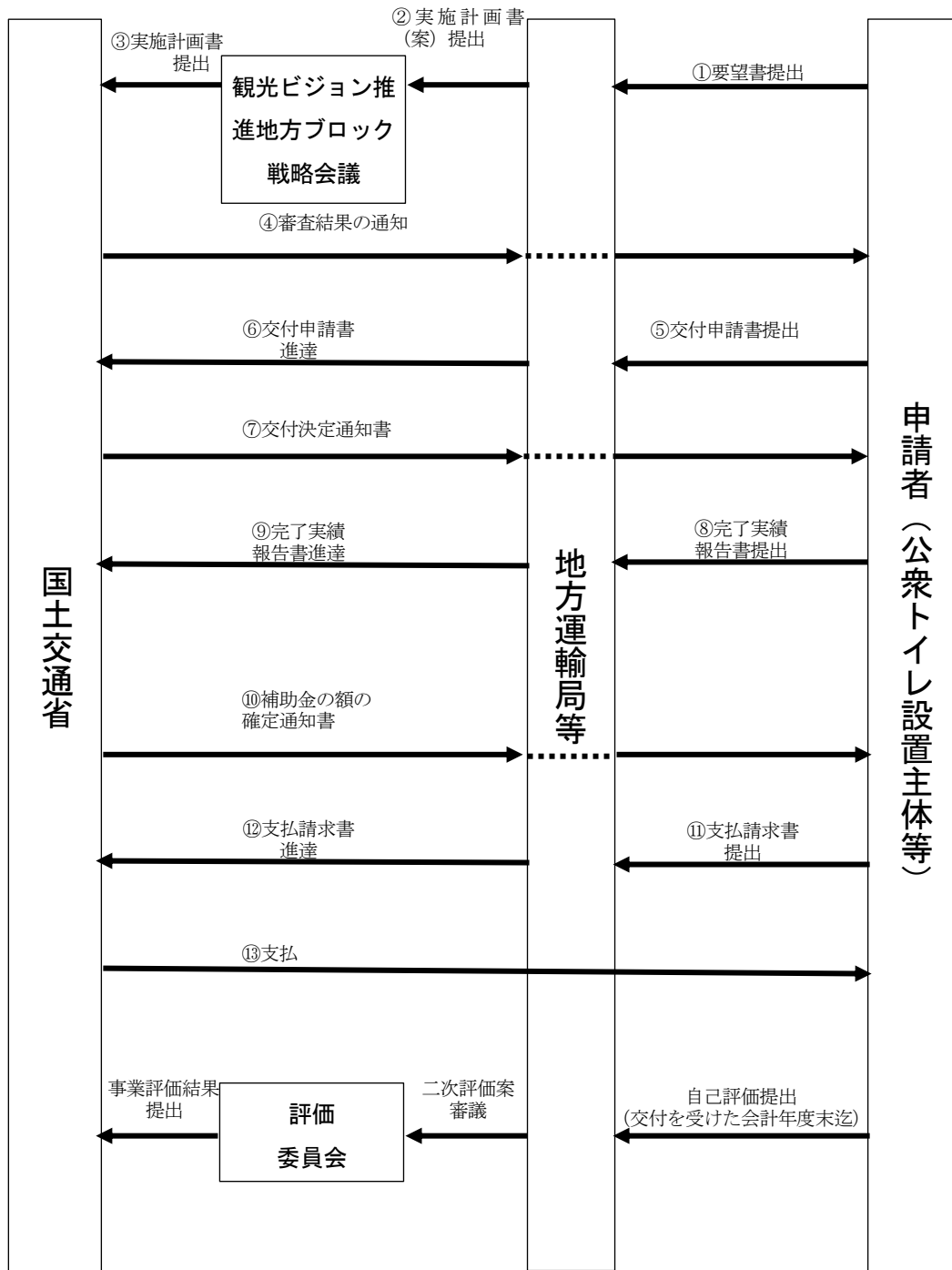
http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/c-zaisei/chihosai/keikaku.html

6. 段差の解消における運用開始等期限

交付を受けた会計年度末までに自己評価（「14. 事業評価」を参照）を実施できるよう、本補助事業による訪日外国人旅行者受入環境整備を行ったうえで、運用開始等を行ってください。

なお、やむを得ない事情により、本事業を年度内に完了することが困難な場合は、令和2年3月10日までに、その理由を付して、状況報告書を提出してください。

7. 事業のスキーム



8. 応募件数

応募は、一つの観光スポットにつき、要望書提出は1件とします。(同一の設置主体が複数の観光地について応募を希望する場合は、観光スポットごとに要望書を作成してください。)

9. 応募手続きの概要

(1) 応募期間

令和元年6月28日(金)～令和元年10月31日(木) 17時 [必着]

※原則、応募いただいた月の翌月末をメドに審査結果の可否をお伝えします。

※予算が無くなり次第、応募を終了させていただきます。

(2) 提出先 (お問い合わせ先)

■ 提出先

担当部署	お問い合わせ先
北海道運輸局 観光部観光企画課	〒060-0042 札幌市中央区大通西10丁目 札幌第2合同庁舎 電話 011-290-2700 F A X 011-290-2702
東北運輸局 観光部観光企画課	〒983-8537 仙台市宮城野区鉄砲町1 電話 022-791-7509 F A X 022-791-7538
関東運輸局 観光部観光企画課	〒231-8433 横浜市中区北仲通5-57 横浜第2合同庁舎 電話 045-211-1255 F A X 045-211-7270
北陸信越運輸局 観光部観光企画課	〒950-8537 新潟市中央区美咲町1-2-1 新潟美咲合同庁舎2号館 電話 025-285-9181 F A X 025-285-9172
中部運輸局 観光部観光企画課	〒460-8528 名古屋市中区三の丸2-2-1 名古屋合同庁舎第1号館 電話 052-952-8045 F A X 052-952-8087
近畿運輸局 観光部観光企画課	〒540-8558 大阪市中央区大手前4-1-76 大阪合同庁舎第4号館 電話 06-6949-6466 F A X 06-6949-6135
中国運輸局 観光部観光地域振興課	〒730-8544 広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎4号館 電話 082-228-8703 F A X 082-228-9412
四国運輸局 観光部観光企画課	〒760-0019 高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎南館 電話 087-802-6735 F A X 087-802-6732
九州運輸局 観光部観光企画課	〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-11-1 電話 092-472-2330 F A X 092-472-2334
沖縄総合事務局 運輸部企画室	〒900-0006 那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎2号館 電話 098-866-1812 F A X 098-860-2369

(3) 提出書類等

① 要望書

- ・本募集で指定する要望書様式（別紙様式を含む。）を必ず利用してください。
- ・設計図・図面等を利用し整備箇所をお示してください。
- ・エレベーター施設等の改修を行う箇所の写真をご用意ください。新設の場合はパース図等でご対応ください。
- ・観光スポットの概要や年間入込客数等をお示してください。
- ・事業実施場所と観光スポットの位置関係がわかる地図等をお示してください。
- ・情報発信に関わるピクトサインや多言語での表示状況や、散策マップ・WEB等での発信状況がわかる写真・資料等をお示してください。なお、現在整備されていない場合は、整備計画をご記入ください。

② 一般的に訪日外国人旅行者が多く利用する口コミサイト等において当該観光スポットが高く評価されていることが分かる資料

- ・口コミサイト等による評価（順位等）が分かるHPの写し等をご用意ください。

③ 市区町村や観光協会、DMOが作成するパンフレット・HP等

- ・代表的な観光スポットとして紹介されていることが分かる資料をご用意ください。

④ 当該観光スポットが代表的な観光地であり、段差解消の必要生が高いことを記した書面

- ・民間事業者が申請する場合、観光スポットが所在する市区町村からの書面（国土交通省宛）をご用意ください。

⑤ 補助対象経費の算出基礎となる見積書などの資料

- ・複数の事業者からの見積書をご用意ください。
- ・複数の事業者からの見積書を用意することが難しい場合は、客観的に経費が妥当であると認められる資料をご用意ください。
- ・補助対象の概要が分かる資料（工事積算資料、商品パンフレット、カタログ等）

⑥ 地方公共団体等の補助（予定）額等を確認できる資料等

- ・経費の一部に地方公共団体等からの補助金を見込んでいる場合は、その交付決定書等をご用意ください。
- ・地方公共団体が事業主体の場合は、その予算書（案）をご用意ください。

(4) 提出方法（まずは（2）提出先（お問い合わせ先）までご相談ください。）

書類等の提出は、原則として電子データによるものとしますが、それが難しい場合には書面での提出も認めます。それぞれの提出方法については、下記のとおりとします。

【電子データによる提出方法】

- ・提出は、CD-R等の記録媒体又は電子メールにより行ってください。
- ・①～④については要望書様式のエクセル形式で、その他資料はPDF形式でご提出ください。

【書面による提出方法】

- ・書類等は、配達されたことが証明（確認）できる方法（郵便の場合は、簡易書留、特定記録等）によってお送りください。
- ・提出の際は、封筒等の表面に「地方での消費拡大に向けたインバウンド対応支援事業」と朱書きしてください。
- ・提出された書類等は返却いたしません。
- ・書類等の作成、送付等に係る費用は応募者の負担となります。

10. 審査結果の通知

審査の結果は、国土交通省より地方運輸局等を通じて通知いたします。

11. 交付決定

審査結果通知後、補助金交付申請書の提出等、補助金の交付に係る必要な手続きを行っていただきます。

補助金の交付予定額等については、補助金交付申請書の内容を精査の上、交付決定通知書により正式に決定、通知します。交付決定通知書により通知する補助金交付決定額は、応募時の補助金交付申請額より減額となる場合がありますので、ご注意ください。

- ・補助金交付申請書等、所定の様式は、補助交付申請者へ改めて通知いたします。
- ・補助金交付申請書の作成に当たっては、消費税及び地方消費税額等仕入控除税額[※]を原則、減額して記載するものとします。
- ・なお、補助金交付決定額は、補助限度額を明示するものであり補助金支払額を約束するものではありません。また、使用経費が当初の予定を超えた場合にあっても、当初決定し通知した補助金交付決定額を増額することはできません。

※ 消費税等仕入控除税額とは

補助事業者が課税事業者（免税事業者及び簡易課税事業者以外）の場合、本事業に係る課税仕入に伴い、消費税及び地方消費税の還付金が発生することになるため、この還付と補助金交付が重複しないよう、課税仕入の際の消費

税及び地方消費税相当額について、原則としてあらかじめ補助対象経費から減額しておくこととします。この消費税及び地方消費税相当額を「消費税等仕入控除税額」といいます。

1 2. 補助金の交付

補助金の交付については、補助事業の完了後、1か月を経過した日または補助事業完了年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに完了実績報告書を提出していただき、実施した事業内容の検査と経費内容の確認により交付すべき補助金の額を確定した後、精算払いとなります。

期限までに適切な完了実績報告書が提出されない場合は、補助金が交付されません。なお、必要書類の不足や内容不明瞭などの不備があった場合は、適切な完了実績報告書が提出されたとみなされませんのでご注意ください。

- ・補助金の交付までには、完了実績報告書の提出後2～3ヶ月程度かかります。
- ・補助金は経理上、交付を受けた事業年度における収益として計上するものであり、法人税等の課税対象となります。
- ・なお、虚偽の申請が発覚した場合は、採択後であっても該当事業者の補助金の交付を取り消す場合があります。
- ・完了実績報告書提出時には、着工前の写真と着工後の写真、契約書や請求書等による実際に要した経費が分かる資料等の添付が必要となります。

1 3. 交付決定後の注意事項

(1) 補助対象事業の計画内容や経費の配分変更等

交付決定を受けた後、本事業の経費の内容若しくは配分を変更しようとする場合等には、事前に大臣の承認を受けなければなりません。ただし、大臣が別に定める軽微な変更にあつては、この限りではありません。(訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金交付要綱(平成28年2月29日(最終改正令和元年6月25日))第85条第1項第1号参照) また、交付の決定に係る申請の取下げをするときは、交付決定の通知を受けた日から起算して30日以内に、その旨を記載した書面を大臣に提出しなければなりません。

(2) 状況報告

補助事業期間中において、大臣の要求があった場合には、すみやかに状況報告書を大臣に提出しなければなりません。

(3) 補助事業に関する書類の管理等

補助事業に関する書類については、訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金交付要綱第94条第2項に基づき、補助対象事業の完了する日の属する年度の終了後5年間、管理・保存しなければなりません。

(4) 取得財産の管理等

補助対象事業者は、補助事業において取得した財産について、下記の①から③に従い、適切な管理運用を図らなければなりません。

①管理台帳の整備

取得財産等に関する特別の帳簿を備え、その取得し、又は効用の増加した時期、所在場所及び価格並びに取得財産等に係る補助金等の取得財産等に関する状況が明らかになるよう整理しなければなりません。

上記の内容を満たす取得財産における管理台帳等を事前に備えている場合は、既存の台帳で管理するものとします。

②取得財産の管理

取得財産等について、補助対象事業の完了後においても、善良な管理者の注意を持って管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的な運用を図らなければなりません。

③財産処分の制限

取得価額又は効用の増加価格が1件当たり50万円を超える機械及び重要な器具又は告示（平成22年国土交通省告示第505号）により定められたものについては、事業終了後も一定期間^{※1}において、その処分等につき大臣の承認を受けなければなりません。なお、承認後に処分等を行い、収入があったときには、補助金の一部を返納してもらうことがあります。

※1 一定期間とは

取得財産毎に「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和40年3月31日付大蔵省令15号）又は国土交通省告示で定める期間によります。

※2 処分とは

補助金の交付の目的以外に使用すること。他の者に貸し付けもしくは譲り渡す、他の物件と交換する、債務の担保に供する、廃棄する等。

(5) 立入検査

本事業の進捗状況確認のため、国土交通省・地方運輸局等が実地検査に入る場合があります。また、本事業終了後、会計検査院等が実地検査に入ることがあります。この検査により補助金の返還命令等の指示がなされた場合は、これに従わなければなりません。

1 4. 事業評価

本事業について、補助対象事業者は、自らによる事業の実施状況の確認、評価（以下「自己評価」といいます。）を行い、当該自己評価の結果を、補助金の交付を受けた会計年度末までに、地方運輸局等に報告する必要があります。

地方運輸局等は自己評価等を基に二次評価を行い、補助対象事業者に対して当該二次評価結果を通知するとともに、必要に応じて、事業計画の見直し等を求めます。補助対象事業者では、二次評価の結果を踏まえ、必要に応じて、後続事業又は地域の取組等に反映していただきます。

なお、自己評価の結果報告に関する記載方法等については、補助交付申請者へ改めて通知いたします。

1 5. 反社会的勢力との関係が判明した場合

(1) 補助申請者は、反社会的勢力との関係がないことを誓約いただいたものとします。

反社会的勢力とは以下のいずれかに該当する者を言います。

- ①暴力団 ②暴力団員 ③暴力団準構成員 ④暴力団関係企業
- ⑤総会屋等 ⑥社会運動等標ぼうゴロ ⑦特殊知能暴力集団等
- ⑧①～⑦に掲げる者と次のいずれかに該当する関係にある者

(イ) ①～⑦に掲げる者が自己の事業又は自社の経営を支配していると認められること。

(ロ) ①～⑦に掲げる者が自己の事業又は自社の経営に実質的に関与していると認められること。

(ハ) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって①～⑦に掲げる者を利用したと認められること。

(ニ) ①～⑦に掲げる者に資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められること。

(ホ) その他①～⑦に掲げる者と役員又は経営に実質的に関与している者が、社会的に非難されるべき関係にあると認められること。

(2) 応募者（代表者及びその役員（業務を執行する役員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。））について、反社会的勢力であることが判明した場合、採択を行いません。また、採択後・交付決定後に判明した場合であっても、採択や交付決定を取

り消します。

(3) また、応募者自ら又は第三者を利用して以下に該当する行為をした場合は、(2)と同様の取扱とします。

- ①暴力的な要求行為
- ②法的な責任を超えた不当な要求行為
- ③取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- ④風説を流布し、偽計を用い、若しくは威力を用いて国土交通省の信用を棄損し、又は国土交通省の業務を妨害する行為
- ⑤その他①～④に準ずる行為

16. その他

(1) 個人情報の管理

本補助対象事業への応募に係る提出書類等により取得した個人情報については、以下の利用目的以外に利用することはありません。(ただし、法令等により提供を求められた場合を除きます。)

- ・本補助対象事業における補助対象事業者の審査・選考・事業管理のため(審査には、国(独立行政法人を含む。)及び申請書記載の金融機関等に対し、当該機関の実施する補助金、助成金の交付又は応募内容の異同の判断のため、情報提供する場合を含む。)
- ・採択後の事務連絡、資料送付、効果分析等のため。
- ・応募情報を統計的に集計・分析し、応募者を識別・特定できない形態に加工した統計データを作成するため。

(2) 政治資金規正法

政治資金規正法第22条の3第1項の規定により、国から一定の補助金等(ただし、試験研究、調査又は災害復旧に係るものその他性質上利益を伴わない補助金等は寄附制限の例外として除かれています)の交付の決定を受けた会社その他の法人は、当該補助金等の交付の決定の通知を受けた日から一年間、政治活動に関する寄附をすることができないこととされています。

「訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金(地方での消費拡大に向けたインバウンド対応支援事業)」は、上記の寄附制限の例外(試験研究、調査又は災害復旧に係るものその他性質上利益を伴わないもの)には該当しないおそれがあります。

○政治資金規正法(昭和23年法律第194号)(抄)

(寄附の質的制限)

第二十二條の三 国から補助金、負担金、利子補給金その他の給付金（試験研究、調査又は災害復旧に係るものその他性質上利益を伴わないもの及び政党助成法（平成六年法律第五号）第三条第一項の規定による政党交付金（同法第二十七条第一項の規定による特定交付金を含む。）を除く。第四項において同じ。）の交付の決定（利子補給金に係る契約の承諾の決定を含む。第四項において同じ。）を受けた会社その他の法人は、当該給付金の交付の決定の通知を受けた日から同日後一年を経過する日（当該給付金の交付の決定の全部の取消しがあつたときは、当該取消しの通知を受けた日）までの間、政治活動に関する寄附をしてはならない。

2～6 （略）